

## 平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月1日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年9月1日 午後3時49分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 報告事項

1. 可児市教育大綱について

### 5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	山田喜弘
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川上文浩	委員	出口忠雄
委員	田原理香		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

教育委員会事務局長	高木美和	教育総務課長	渡辺達也
-----------	------	--------	------

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	小池祐功	議会事務局書記	村田陽子
---------	------	---------	------

委員長（板津博之君） ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、可児市教育大綱についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育委員会事務局長（高木美和君） このたび可児市教育大綱を策定いたしましたので、報告させていただきたいと思っております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、地方公共団体の長は、教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務づけられました。大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針などを示すもので、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議での協議を経て、地方公共団体の長が作成するものでございます。

今回、市長は教育の思いは日ごろから持っているが、ほかからの意見も聞いてみたいとのことで、事前に自治連絡協議会、民生児童委員会役員会、PTA役員会、教育委員会の各会議にみずから出席し、意見を徴収されております。こういった意見を取り入れながら、今回作成してまいったわけでございますけれども、これらの会の委員の思いは、自分の思いと大筋で変わらないのではないかという感想も市長は漏らされております。

また、校長会と市長との懇談会の席でも、教育大綱原案を示して意見交換を実施いたしました。その後、総合教育会議の協議を経て、今回の制定となっております。

今回の教育大綱は、本市の子育ての理念である「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」のもとで、その主要な役割を担う義務教育を中心として、子育て全般における切れ目のない教育を推進していくという市長の姿勢をあらわしたものでございます。

構成としては、教育大綱策定の前文と、本市の教育の目指す方向及びそれを達成するための5つの目標という簡潔明瞭でわかりやすい形といたしました。内容につきましては、課長のほうから説明させていただきます。

教育総務課長（渡辺達也君） この教育大綱は、行政、市として、どういう子育てをしようとしているのかという視点でまとめ直したものでございます。全体としては、文章全ては覚えられなくても、市民の皆さんが、関係者が共通認識できるようなものとしてほしいという意見も多く寄せられましたので、簡潔明瞭なものとしたという経緯がございます。

具体的には、今、局長が申し上げましたが、前文の部分はマイナス10カ月からの子育てを推進していく中で、特に主要な役割を担う義務教育を中心に、切れ目のない教育を推進することを示しております。

また、目指す方向といたしましては、「日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育」を推進し、可児市の未来に貢献できる人材を育成していくものでございます。ただし、可児市への貢献といえますのは、決して可児市に住んでいなくても、それ

ぞれの状況や立場からいろいろな形の貢献が可能だというものでございます。

5つの目標につきましては、まず1つ目が、人間として成長するために最も大切なことを豊かな心という形で集約させております。

2つ目は、社会の中で人間が生きていく上で必要なルールを守る意識ということで、単にルールだけではわかりにくい面もございますので、ともに生きていくためのルール、すなわち社会生活を営む上での必要な礼儀、道徳、規則など、具体的なものを列記してございます。策定の過程では、豊かな心が育てばルールも守られるというような御意見もあったようですが、市長の最終判断としましては、最近若い人たちが残酷な事件を起こすことも耳にするということで、ルールを守る意識は植えつけていく必要があるという考えに基づいております。

3つ目が、各個人が大きく育てほしいという思いから、夢に向かってチャレンジできるたくましい心というものでございます。

4つ目が、生まれ育った可児市への誇りや、地域を大切にしたいという思いから、ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人を育てていくというものでございます。

最後の5つ目は、これらを目指すための手段として、E d u c e 9の考え方でもある地域、家庭、学校、行政など、地域全体で子供を育てる意識という形でまとめてあります。

本市の教育大綱につきましては、今の段階では全国自治体の策定状況の全貌まではわかりませんが、全国的に見ても、最も簡潔にまとめられたものの部類に入るのではないかと考えております。以上でございます。

委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

委員（田原理香君） この中で、この前のときに、家庭、学校、地域というところで三位一体というところでE d u c e 9があったと思いますが、5のところでは家庭、地域住民、子育てにかかわる組織とかと書いてありますが、学校という、学校の先生方も一緒になって子供を育てるというところにおられると思いますが、ここに学校がないのはどうしてでしょう。

教育総務課長（渡辺達也君） ここで学校に当たるところといたしますのは、子育てにかかわる各種組織というところでございます。小・中学校だけにかかわらず、今はマイナス10カ月の子育てということで、民間の幼稚園とか、そういった民間も含めまして、そういう各種の組織というのをこういう形で表現させていただいております。

一方で、右側の地域にかかわる各種団体等といたしますのは、N P Oとか、市民が主体となっているお取り組みいただいております、そういうボランティアグループなどを指しております。

そういうことで御指摘の学校については、子育てにかかわる各種組織に入るものでございます。

委員（田原理香君） この場はとりあえず意見を、これを見てどうですかというところの場なんでしょうか。

教育委員会事務局長（高木美和君） 今回の教育大綱につきましては、どういうふうに定めるといのがもう法の中に決まっております、総合教育会議の結果を受けて、協議を経て市長が定めるといことになっておりますので、市長が定めたこのものについて、議会のほうに説明をさせていただいて、報告をさせていただくという場と考えております。

委員（田原理香君） であれば、意見として、子育てにかかわる各種組織に学校を当てはめるんじゃないで、やっぱり学校は学校としてあるべきだろうと思ひますし、ちょっとその辺が、先生方もどう思われるかわかりませんが、学校としてきちっと位置づけて出すべきだと私は考えます。

そしてもう1つ、地域全体での、この「全体」とい言葉です。地域がこうやって皆、学校、家庭とか、いろんな組織の方々と連携をとってやっていくといことで書いてあるのであれば、ここであえて全体とい言葉がちょっとひっかかります。子供はみんなならわかるけど、地域で育てるならわかるけど、この全体とい言葉がちょっとひっかかります。もし可能なら、なしが、ほかの言葉を考えられるといいなと思ひました。以上です。

委員長（板津博之君） 何かありますか、執行部のほうは。

教育委員会事務局長（高木美和君） まず学校とい問題でございますけれども、子育てにかかわる各種組織といたしましたのは、E d u c e 9の場合は小学校、中学校9年間を主に最初に考えた期間でございます。そういった中で、今回の市長のほうから子育てにつきましては、マイナス10カ月からずっと期間を長くとりました。その関係で、もし学校を入れるのであれば、幼稚園はどうか、保育園はどうか、その前はとい話になってまいりますので、全てそういうものを包括するために子育てにかかわる各種組織とさせていただいた経緯がございます。

また、地域全体で育てる意識といのは、教育委員とそれから市長との懇談の中でもこの言葉で異議がないといことで定められたものでございますので、今回の教育大綱についてはこの言葉で続けさせていただきたいといことを思っております。

委員（富田牧子君） 私も田原さんのおっしゃることがよくわかります、そういう意味では、余りにもあっさりしているなど、もっとすごいのができるのかなと思ひたら、意外と簡単で、簡単明瞭はいいと思ひんですけど、今後これを、この教育大綱をつくりまして、教育基本計画については、これはどのように反映させて教育基本計画の後期計画をつくられるのか、ちょっとそのスケジュールも教えていただきたいと思ひます。

教育委員会事務局長（高木美和君） 教育基本計画につきましては、今お話がございましたように、後期計画といことで、前期計画から引き続いて定めているところがたくさんございまして、それを引き続いた分について、今回、教育大綱で定められた部分で直すべき部分について、部分的に直して作成するとい方向にございます。だから、全てを教育大綱に合わせて、教育基本計画をそれに基づいたもので直してしまうといわけではございまして、前期計画を引き継いだものになるといことで、今進めているところでございます。

委員（田原理香君） もう1つだけ。この教育大綱は、学校の先生方、幼稚園の先生方にも

これはお聞きするのでしょうか。こういう教育大綱とするべきものを、本当に各種組織に学校の先生が入れられたら、これは本当にいかななものかと思っちゃいますけど、こういう教育ということにおきまして、この辺って、教育長とか学校の先生方というのは、これはもう了解はとれているのでしょうか。今まだ諮っている途中というか、もうこれは市が決めることですか。

教育委員会事務局長（高木美和君） この内容については、各学校の先生が了解かどうかという点におけば、各学校の先生はまだ知らないということでございます。ただ、これの原案の折に、市長と学校長との間で懇談会が開かれておりまして、その折に、教育大綱について学校長からの意見を求めておりまして、この内容のほぼ全文の部分については、学校長は承知しているものと考えております。

委員（川上文浩君） この可児市教育大綱は法で定められて、長が制定する、それで結構かと思うんですけど、この教育大綱の注釈、わかりやすく、これはホームページで公表されると思うんですけども、その説明ですね。このままこれで教育大綱ですではなくて、わかりやすく絵で表現したりとか、図で表現したりということ、注釈をつけて発表されるのか、このままぼんと出して終わりなのかだけ、ちょっと教えていただきたい。

教育委員会事務局長（高木美和君） 今回の教育大綱につきましては、今回委員会に御報告させていただいて、この後、各議員のほうに投げ込みのほうをさせていただいて、その後、公表ということにさせていただきたいと思っているわけですけども、とりあえずはこういう形でホームページ上には載せるつもりであります。

ただ、今御意見がありましたように、注釈等については今後ちょっと考えさせていただいて、わかりやすいものにさせていただきたいというのは考えております。

委員（川上文浩君） やっぱり我々でもそうだけど、今聞いて、この子育てにかかわる各種組織とか、地域にかかわる各種団体というのがわかるぐらいですから、市民の人がそんなの、こんなのを見たってわかんないです、何のことか。ちゃんと説明をつけないと、市民が見てわからないのを、ホームページで、どこかで公表したって、わかりっこないじゃないですか、そんなの。だって、議会だってまだ説明を受けないとわからないんだから、そのところをやはりちゃんとこの5つの目標に対する詳細な説明はつけないと、誰が見たってわかんないですよ、そんなの。子供が見たってわかんないじゃないですか。子供が見たらわかるの。どうって、今のまま公表しようとしているの。

教育委員会事務局長（高木美和君） 今、お話がございましたので、早急にその注釈については追記をさせていただきたいと思っておりますけれども、教育大綱そのものについては、5つの目標をまずは理解してもらって、こういうことをやりたいということ、市長の思いとして出させていただきたいというのがまずはございましたので、そういったものが先行しておりますけれども、内容については、早目にそういった注記をつけさせていただきたいと思っております。

委員（富田牧子君） 私は余りそういう注記はつけていただきたくないというふうに思うんですね。というのは、これは教育大綱なので、あくまでも大綱なので、大きい目標だという

ことで、それぞれ思い描くことは皆さん違うというふうに思うんですね。あることを限定して、こういう意味ですよというふうに言われるのは、とてもちょっと危険だなというふうに私は思っております。

例えば4番のところのふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人という、そこら辺ははっきり言うとちょっとひっかかるところはあるんですけど、やっぱり解釈次第だと思うんですね。だから、こんなふうな内容だよというふうに決めつけないでいただきたいなというふうに思いますので、大綱は大綱でこういうふうに発表していただくほうが私はよろしいかというふうに思います。

教育委員会事務局長（高木美和君） そういう思いの部分じゃなくて、今、川上委員が言われたのは、子育てに関する組織とか、そういう言葉とか、そういうものでわかりにくいところについて注釈をというお話でお聞きしておりますので、そういうものについてはやっぱりそういう必要があるんじゃないかなということを考えております。

委員（田原理香君） 目指す方向で、これは前も思ったんですけど、日本一子どもの心に寄り添う、この日本一が、なぜ「日本一」をつけられたのかわかりませんが、何かずとんと落ちんのです。ちょっとそういう意見があったということをお伝えいただければありがたいです。要らんのじゃないかと。

委員長（板津博之君） じゃあ意見ということで。

ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

そのほか、何かありましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、本日の教育福祉委員会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後4時07分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月1日

可児市教育福祉委員会委員長